

建築基準法第7条の3による 中間検査について

(1) 福岡県が定めている中間検査について (建築基準法第7条の3第1項第2号)

福岡県においては、平成14年7月より中間検査を実施しておりますが、平成17年3月の福岡県西方沖地震があったこと等を考慮し、中間検査を延長しています。

また、CLTパネル工法を用いた建築物の一般的な設計法等に関する一連の告示が平成28年4月に施行されたため、CLTパネル工法を用いた建築物を中間検査の適用から除外しています。

【平成28年12月16日 福岡県告示第869号】

中間検査の対象区域	中間検査の対象建築物
福岡県の全域 (北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市を除きます)	一部又は全部を木造とした新築の住宅* (併用住宅を含む) ただし ①型式適合のもの ②住宅性能評価を受けたもの ③枠組壁工法、木質プレハブ工法、丸太組構法、CLTパネル工法 ④免震建築物等 免除規定があります。
指定する特定工程	指定する特定工程後の工程
屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組及び耐力壁工事の工程 (おおむね、棟上げ後筋かい等の取り付けが終わった時期です)	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事 (屋根ふき工事を除く。) 及び内装工事の工程

注意点

建築確認が必要な新築の木造(在来軸組工法)住宅は、中間検査が必要です。
(都市計画区域外でも必要な場合の具体例)

- ・延床面積が200㎡を超える共同住宅(法第6条第1項第1号に該当)
- ・1階が鉄骨造やRC造で2階が木造の住宅(法第6条第1項第3号に該当)

※検査対象建築物である「木造とした新築の住宅」とは下記を示す。

- ・新築とは、棟単位で当該棟において既存部分を有しない建築のことである。
- ・木造とは、主要構造部(屋根及び階段を除く)の全部に木造を用いた部分の床面積が、当該建築物の延べ面積の過半以上である建築物のことである。
- ・住宅とは、家計を一つにする者が独立して居住する用途に供される建築物(附属建築物を除く)をいい、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の1/5以上のもの。(個々に流し台等を有しない寮、寄宿舍、合宿所等は該当しない。)

(2) 全国一律に定められている中間検査について (建築基準法第7条の3第1項第1号)

福岡県が定めている中間検査対象建築物のほか、平成19年6月20日より下記の建築物が中間検査の対象となっています。

【対象建築物】

- ・階数が3以上の共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事を有するもの。

【特定工程】

- ・2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程

※詳しくは 各県土整備事務所 建築指導課 までお問い合わせください。